

## 宴会場ご利用規約

制 定 1996年 3月20日

最終改正 2019年 7月 1日

京王プラザホテル多摩（以下「ホテル」といいます。）は、宴会場のご利用（以下「宴会等」といいます。）に関して、以下の通り規約を定めております。なお、ご結婚式・ご披露宴に関しては別途規約を定めております。

### （適用範囲）

- 第1条 ホテルがお客様と締結する宴会等に関連する契約（以下「本契約」といいます。）は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### （契約の成立）

- 第2条 本契約は、原則として、後記第4条の内金のお支払いをもって成立するものいたします。但し、ホテルがお客様に対して、別途、宴会等の開催について承諾する旨の意思を明示又は黙示で表示した場合には、内金のお支払いがなくとも、契約が成立するものいたします。

### （見積り）

- 第3条 お客様から宴会等の申込み、お問合せ等がなされた場合、ホテルは、開催を予定される日、宴会等の目的、規模・出席者数、及び、お料理の提供の有無等をお聞きするなどした上で、当該宴会等の費用等について、お客様に対して見積りを提示します。

### （内金）

- 第4条 宴会等のご予約の際に、内金をお支払いいただきます。内金の金額は宴会見積総額に基づいて、ホテルより提示させていただきます。
2. 内金は、後記第5条の前払金または後記第8条の解約料の一部として取り扱います。

### （前払金）

- 第5条 ホテルが提示した宴会等の見積金額を、宴会等の開催日の10日前までに前払

金としてお支払いください。指定期日までにお支払いがない場合は、契約を解約させていただきます場合がございます。

(宴会時間及び追加料金)

第6条 会場のご利用時間は、事前にホテルと取り決めた利用時間内といたします。

2. お客様の都合により、利用時間を超過した場合には、別途超過料金を頂戴いたします。ただし、利用時間の延長に応じられない場合もございます。

(有料人数の確認)

第7条 お料理等を用意する人数は、宴会等開催日の2日前正午までに確定させていただきます。確定後は、人数が減少した場合であっても確定した人数分の料金を頂戴いたします。

(解約料)

第8条 すでにご契約いただいた宴会等を解約される場合には、原則として下記により解約料を頂戴いたします。

| 解約日<br>(宴会等開催日から起算) | 解約料                         |
|---------------------|-----------------------------|
| 150日前から121日前まで      | 正規会議室料金の30%                 |
| 120日前から91日前まで       | 正規会議室料金の40%                 |
| 90日前から61日前まで        | 正規会議室料金の50%                 |
| 60日前から31日前まで        | 「実費」および<br>「実費を除いた見積金額の40%」 |
| 30日前から11日前まで        | 「実費」および<br>「実費を除いた見積金額の60%」 |
| 10日前から前日まで          | 「実費」および<br>「実費を除いた見積金額の80%」 |
| 当日                  | 見積金額の100%                   |

※実費は、納品済みの物品等の費用および外注品等の解約料です。

2. 宴会等開催日変更後に解約をされる場合は、最初にご予約頂いた開催日を基準にいたします。
3. 大型会合等につきましては、解約料につき、別途、取り決めを結ぶ場合がございます。
4. 見積金額、正規会議室料金については、サービス料、税金を除きます。

(装飾・余興等の手配)

第9条 装飾・余興・衣装・引出物・装花・撮影等(以下「装飾等」といいます。)は、ホテル指定の会社をご利用ください。

2. お客様のご都合で、ホテル指定会社以外の会社等をご利用になる場合は、ご準備・お持込料について、あらかじめホテルとお打合せさせていただきます。

(損害賠償)

第10条 お客様、宴会等のご出席者または装飾等に関しお客様が直接依頼された会社等が、ホテルの施設・備品等を破損された場合は、お客様にその損害を賠償させていただきます。

(施設内における事故・盗難)

第11条 ホテルの施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難等につきましては、ホテルの故意または重大な過失がある場合を除き、ホテルは一切責任を負いかねますので十分にご注意ください。

(禁止事項)

第12条 次に掲げる行為等につきましては禁止事項としております。ホテル、その敷地及びその周辺において、当該行為を行うことはできません。

- (1) 法令で禁じられている行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 太鼓などの打楽器、金管楽器等の大音響を発する楽器・機器等の持込み
- (4) ご出席者への提供を目的とした飲食物の持込み
- (5) 補助犬以外のペット類の持込み
- (6) 引火・発火のおそれのあるものの持込み
- (7) 悪臭を発するものの持込み
- (8) 危険な行為
- (9) 備品等の移動、損傷・破損
- (10) 予約時の使用目的以外の利用
- (11) その他、ホテル及びホテルの他のお客様の迷惑となる行為

(ホテルによる解約)

第13条 以下の場合には、宴会等を解約させていただきます。解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは一切いたしかねます。

- (1) お客様が本規約に違反したとき
- (2) お客様または宴会等のご出席者、お客様が直接依頼した装飾等の会社が暴

力団、暴力団員、暴力団関係団体その他の反社会的勢力であることが判明した場合

(3) お客様がホテルに対し、暴力、脅迫もしくは恐喝を行い、または威圧的な要求をし、若しくは合理的範囲を超える負担を要求した場合

(4) 天災その他ホテルの責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合

(個人情報取り扱いについて)

第14条 お客様およびご出席者等の個人情報は、宴会等に関するご案内、確認等のご連絡等に使用するほか、美容・着付け、写真、招待状、引出物等のホテル指定会社でのサービス提供に使用することがあります。その他、個人情報の取り扱いについてはホテルHPのプライバシーポリシーをご確認ください。

(<https://www.keioplaza.co.jp/pp.html>)

(変更等)

第15条 施設および景観の保全・維持管理等のため、ホテルは、予告なく、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がありますので、予めご了承ください。

(準拠法・合意管轄)

第16条 本契約の解釈および効力は、日本法によります。

2. お客様とホテルは、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(規約の変更)

第17条 ホテルは、ホテルの裁量によりこの規約を変更することがあります。

2. ホテルがこの規約を変更する場合、規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、ホテルホームページに掲載します。

3. 変更後の規約の効力発生日以降に、お客様が規約に基づくホテルのサービスを利用したときは、規約の変更に同意したものとみなします。